

会 議 録

会議名称	平成24年度 第3回 佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	平成24年11月19日(月) 午後1時30分～午後4時
開催場所	佐倉市健康管理センター 大会議室
出席者等	委 員：橋岡委員、萩原委員、久保委員、清宮委員、秀島委員、 小野委員、長島委員、北澤委員、古賀委員、野島委員、 長谷委員、高木委員、斉藤委員 事 務 局：石井健康こども部長 子育て支援課 山辺課長、青木副主幹、野口副主幹 山本副主幹、長谷川主査、須藤主査、滋野主査、 開出主査補、小川主査補、岩井主任主事、酒井主任主事
会議議題	(1) 報告 佐倉市立保育園の一部民営化及び児童センター・学童保育所 指定管理者制度のためのガイドライン（骨子案）について (2) その他
会議経過	別紙、平成24年度 第3回 佐倉市子育て支援推進委員会 会議録のとおり

平成24年度 第3回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録

【1 健康こども部長挨拶】

【2 議事】

- 議題1 報告 佐倉市立保育園の一部民営化及び児童センター・学童保育所指定管理者制度のためのガイドライン（骨子案）について

資料1. 佐倉市立保育園の一部民営化及び児童センター・学童保育所指定管理者制度のためのガイドライン（骨子案）

資料2. 佐倉市保育・施設管理基準（案）

資料3. 佐倉市児童センター・学童保育所運営基準（案）

- 議題2 その他

【佐倉市立保育園の一部民営化及び児童センター・学童保育所指定管理者制度のためのガイドライン（骨子案）について】

（事務局説明）

資料1 佐倉市保育園の一部民営化及び児童センター・学童保育所指定管理者制度のためのガイドライン（骨子案）、資料2 佐倉市保育・施設管理基準（案）、資料3 佐倉市児童センター・学童保育所運営基準（案）により策定の経緯及び概要を説明。

（委員長）

ただいま事務局から丁寧な説明がありましたが、前回と同様に委員の皆様全員から意見交換という形で、それぞれご意見を言っていた方がよいのかなと思います。それでは順番に、ご意見・ご質問等がありましたら、保育園の民営化と学童保育と両方ありますが、それぞれ関係のあるところをよろしくお願いします。

（委員）

その前に大変にボリュームのある資料を作成していただいて、担当のご苦労があったかと思います。学童保育と保育園については内容が違うので、一緒に議論するのは難しいと感じております。できれば議

論は分けてやった方が良くと思います。先ほどの事務局からの説明で、より良い内容にする為に、この会議を設定していただいたことですので、これは推進委員会の使命だと思っております。十分に良いものにしていく為の意見交換は必要だと思いますので、分けて議論をされてはいかがでしょうか。提案です。

（委員長）

今、学童保育と保育園とで分けて議論してはどうかという提案がありました。いかがでしょうか。

（委員）

当然ではないでしょうか。ただし、そうするとかなりの時間がかかると思います。

（委員長）

学童と保育園とで両方あるので、大変だと思いつながらもお願いしていましたが、では最初に資料１の保育園の方から、順番にご意見などお願いしたいと思います。

（委員）

資料１の１２ページの９（２）の学校等関係機関との連携というところで、小中学校からの視点から、保育園のガイドラインのイメージがまだつかめていないので、具体的なお話が出来ないところなのですが、学校としてどう連携をとったら良いかなど皆さんの意見を聞きながら、また意見を述べさせていただきたいと思います。

（委員）

幼稚園なので直接的には関わりがありませんが、草ぶえの丘が指定管理になってとても便利になりました。とても使いやすく行く度に、いろいろな部分が開発されていきました。あんな風になったら良いと思います。学童保育所も保育園も、子どもがどうなっていくかが一番大切です。指定管理になることによって、より良い子育てが出来るような環境が整ってくれば良いと思います。

（委員）

民間の保育園を運営しています。総論として、中身がとてもよく整理されていると思います。各論として保育園を民間移管した時に、民間がどのような保育を展開していくかは、公募して選定する段階のプロポーザルをする時に、各論が出てくるのではないかと思います。総

論としては、よく整理された内容だと思いました。

（委員長）

資料２と併せて見ていただけると、保育目標など細かい部分もわかると思います。

（委員）

保育の専門的なことは言えませんが、子どもたちが、のびのびと育ってくれるような環境づくりが、しっかり出来れば良いと思います。

（委員）

１ページの保育園を民営化する目的として、残る保育園が十分な役割を果たす為に正規職員の比率が書かれておらずに、正規職員を集約すると書かれています。財政的な問題で公立には、運営費の補助が無いとか建設費の補助が無いということが全体にありまして、民営化せざるを得ないという状況の中で、ではその後いかに子どもたちの為に良い保育が出来る条件を作るのかということになる訳ですが、民間に比べて公立の正規職員が少なくなっているということがあります。そこを改善するというよりは、残された公立保育園が役割を果たす為に、肝心の正規職員の比率が明記されておられません。そこが必要ではないかと思います。これが大きな部分を占めると思われますので、その点とそれを維持するということも明記する必要があると思います。それが１点目です。

２点目として同じく１ページで、民間に特色を持った保育を期待するとなっております。これは新たな費用が発生しないのかという心配があります。その点についてはどうなのか。

続いて６ページに、一定期間三者懇談会を設置するとなっておりますが、事業者と市と保育士との参加があるのかということと、一定期間というのは、どれ位の期間を考えているのかということで３点目です。

続いて、７ページの特別な配慮を必要とする児童の受け入れを積極的に行いますというのは、確か民間でも受け入れはあったかと思うのですが、これが公立で優先となるのかどうかという点について伺いたいと思います。

（委員長）

これから順番が回って行く中で、関連したご意見がある場合は一緒に述べてください。

（委員）

私からは2点です。リスクを分けるという意味で、公立・民間両方ある形は良いと思います。佐倉市もどこまでも万全とは言えませんので、何かあった時に民間があった方が良いでしょうし、民間も万全ではないという意味では、両方ある形は良いと思います。

そして保育士の問題ですが、公立の保育園の方がベテランの保育士が配置されているということで、民間の方に批判的なことが集まりがちです。今の若い保育士を自指している若者たちにチャンスを与えるということで、門戸を開放して、若者を育てる場にしていればと思います。

質問ではありませんが、6ページのスケジュールについて今後の進捗状況によって変更となる場合があるとありますが、民営化のステップというのは、なかなか難しいかと思いますので、押せ押せで最後にバタバタとしないように要望をしたいと思います。

（委員）

民営化にしていくということは、良いことではないかと思っている1人です。その場合に、民間で父兄等とトラブルがあった時などには、援助をお願いしたいと思います。

（委員）

13ページに、学童保育所の受け入れの学年拡大に向けた整備とありますが、高学年であっても学童保育所を必要としている子どもが安全に安心してとありますが、本当にこのことを感じております。男の子の方が少し甘えん坊というか幼い感じがするというご意見があって、それを一人で対処するのが大変だということを聞いたりしています。指定管理者と市とで質の高いサービスを提供して、同じ目的を共有するパートナーだと自覚し、必要な連携を図るということについてはとても賛同します。

（委員）

先ほどの意見に関連しますが、民間の保育士は若いなという印象があります。6年以上経験した人が何割というように、細かく規定している市町村もあるので、その辺もふれた方が良いのかなと思います。2ページで民営化対象園が4園ありますが、この中でどこを最優先するかは検討中となっていますが、検証期間やどこでどんな風に議論されているのか分からないところがあります。今年度中には、どの園が民営化されるのかが決定するようなので、その法人を選定する時には、対象園の保護者を交えていただいた方が、より透明性があり良い

かと思います。

保育園の方は、国の保育指針とかがあり指針に乗っ取ってれば、あまり差は無いのかなと思いますが、資料2の9ページの地域子育て支援拠点事業は、園によって格差があると感じております。そのところで気になったのが、コモンセンスペアレンティング講座の開催とあります。これは3歳以上が対象となりますし、親になるための学習機会というのは他にもたくさん講座はあるので、コモンセンスペアレンティングに絞っていることに違和感を感じました。

（委員）

とても良く作られたという印象です。資料を読ませていただいて、できればワーキンググループの協議でどういう議論がされて、このガイドラインが作成されたのか概略だけでも資料としていただけると、素人としても理解が出来るので良かったかなと思います。

中身について3点あります。まず目的は、保育の水準がより良くなることだと思います。研修とか書かれていますが、公立保育園の役割という点で知る限り、いくつか公立保育園の運営上の問題があるのではないかと感じております。その点が改善されなければいけないと思います。いろいろな事業を行っていますが、そこにかかる専門性というか、保育士の専門性が必要だと思います。例えば、地域の子育て支援や障害児の保育など、それなりの専門性が必要だと思いますし、研修なども行っているのだと思いますが、その人材育成が十分ではないのではないかと考えています。ただ正規職員だけを集めても難しいと思っています。公立保育園の施設長の水準が、保育士職の先生が園長先生になれば良いということではないかも知れませんが、よく分からない方が来て、実質的に保育士さんが仕切っているということもあるように聞いたことがあります。施設長の人材育成がなければ、民間に伝えていくというような書き方がされておりますが、難しいのではないかと思います。逆に民間との交流というか、現実がどうなのか分かりませんが、公立の保育士と民間の保育士とが出向するなどして入れ替わったりするとか、一緒に研修するだけでは難しいのではないかという問題意識を持っております。

2点目は、選定委員会について保護者の参加ということは書かれておりますが、自主的な保護者の参加が担保されているのかという点です。なかなか保護者が参加するのは難しいと思いますが、今回のワーキンググループがどの程度だったのかは分かりませんが、そこをきちんと担保される方法を取っていただきたいというのがあります。

次に民間移管に関して、地域の地元の自治会に協議や説明という視点はないのかどうかです。地域の中で一緒に保育や教育をしていく地

域交流という観点から言うと、自治会との関わりが必要なのではないかと思っております。

（委員）

子どもが公立・民間とそれぞれ通っていたのですが、とても良い思いをさせていただいたので、自分は公立・民間を意識したことはありませんでした。公立は公立の良さ民間は民間の良さがあるので、民営化されても、このガイドラインに則って、保護者が入った選定委員会で選定されるのであれば良いと思います。

ただ、障害のあるお子さんに対する保育の部分だけは気になります。今、どれだけ障害のあるお子さんが保育園に通っているのかが分からないのですが、ここで選別されるようなことが無いようにということがあります。今は難しい対応が必要となるお子さんも増えているので、ベテランでというよりも専門的に学んだ人や経験を積んだかたが、保育士という形でなくてもサポートという形で入っていただけるようになると良いと思います。

（委員）

まず、民営化の意味というのは、これだけでは分かりません。確かにコストを減らすということでは、正論ではないかと思えます。

私は13年前に市民活動をしてNPOを起こしているのですが、その頃から指定管理者制度ということが見えていたと思うので、もっと早く実行していれば、今頃は質の改善などが討議されていたのではないかと思います。指定管理者に関しては、草ぶえの丘や志津コミュニティセンターなどを応募したのですが、NPOということで外されました。受ける所は大手の子会社で、退職者を雇用して、何もせずにただ管理だけということで不十分だと思えます。

今、いろいろ起きている事件やモンスターペアレントなどは、子どもの頃に人間性や社会性を培う教育をしていないので、団塊の世代の子どもが親になった段階で昔の継承が無くなるし、少子化でそういう問題があるので、佐倉市だけはここを上手く使って、子どもの人間性・社会性の習得というのを考えると良いのではないかと思います。

（委員）

資料1の12ページの9の（2）学校等関係機関との連携、（3）NPO等地域の団体との連携ということで児童センターは、自分達なりにいろいろな事業に取り組み、学びや体験など身体活動をやっておりますが、やはり学校には、先生がいらっしゃいますし体育館や校庭といった空間があります。地域にはベテランや高齢者、いろいろな経

験を持ったかたがいらっしゃるので、学校や地域よりいろいろなプログラム、体験や学びを提供していただいております。自分達能力不足を感じております。指定管理者になると顔ぶれが変わっていくと思います。顔が見えないということで、お互いに遠慮してしまう関係だと寂しいなと思うので、職員等が変わっても場所は変わらないので、助ける関係を築いていけたらと思います。

（委員長）

ありがとうございました。民営化するということにはなったので、どんなことを入れたら一番良いのだろうということで、ご意見をいただけたと理解しております。最後に地域とのことが大事だというお話がありましたが、三者懇談会のような形でいろいろな人を入れる必要があるのではないか、自治会を入れたらどうかというご意見がありました。もう少しこんなことを入れたらということがありましたら、お願いしたいと思います。

（委員）

三者懇談会で保護者に出ていただく時に、ご本人が了解するかは別として、障害のある子どもを通わせている保護者を入れていただけると良いかなと思います。

（委員）

質問というよりも、より良いものにする為の意見出しということなので、正規職員についての問題について、どのように考えていらっしゃるのか伺います。

（事務局）

民営化に伴っては、ガイドラインにあるように民営化対象園に勤めていた職員は、他の園に人事異動で回るということで一定程度、公立保育園の正規職員の比率は上がるということにはなるのですが、比率等に関してガイドラインに明記した方が良いのかどうかは、ワーキンググループでも議論をしました。ワーキンググループの姿ですが、自由に意見を言えるような形で、例えば保育の理念については、どんな風にしようかということに関して、ブレインストーミングから始まり、自由に意見をということで常に討議形式を中心に行いました。何らかのたたき台がないと上手くいかないということで、事務局の方でたたき台を作成しながら、それに対して自由な意見を言うていただくというような両面でやってきました。比率についても議論したのですが、ガイドラインの中に明記するのは、適切ではないのではな

いかということで今のところまとめましたので、これについては今日ご意見として伺いましたので今後も検討していきたいと思います。

（委員）

正規職員の集約の後に、民営化後の市の責任と支援体制を確実に実施できる体制を整える為とありまして、民営化後の市の役割でのところできっといろいろな役割が書かれております。公立保育園の役割が、非常に大きくなるという風にこれを見ますと思います。例えば、保育ママ制度は国が進めているので、今後取り組んでいくのだろうと思います。いろいろな役割を担っていく訳なので、それを担保する為の正規職員の集約ということが前提となっていると思いますので、ここを曖昧にするということであれば民営化する為には、ここをきちんと担保しますということが条件ですから、ここをしっかりと確保しなければいけないと思います。今後、民営化する園から異動して来て、一時的に正規職員の比率が高くなるとしても、その後退職していく訳ですから、それが元に戻るということであってはならないと思います。より良い内容にする為ということなので、ここはきちんと押さえるべき点だと思います。いかがでしょうか。

（委員長）

民営化する園から正規職員が、他の公立の保育園に集まって来るので、正規職員が余ってしまう位いっぱいになるのではないかと思います。その人たちが、退職した時のことをご心配してくれているのだと思います。現在は正規職員が少なくても、民営化すると公立保育園が少なくなるので、正規職員がたくさん集まるのだろうと思います。その後のご心配をしてくださっているのだろうと思います。

（事務局）

例えば正規職員と臨時職員の割合が、5：5が良いのか6：4が良いのかは分かりません。ただ今回は民営化は、1園を試行して行うということです。職員が余るという状況にはならないだろうと思います。集約することによって、7ページに書いてある公立保育園の果たすべき役割を果たしていくということが、明記できていると考えております。確かに職員は退職していく訳ですが、その退職者の数に見合う採用はしていきたいと思いますし要求もしておりますが、退職の人数と同じだけの人数が採用できるかどうかをここでは明記はできません。ガイドラインに書いてるように、正規職員を集約することによって、公立保育園の果たすべき役割をきちんと果たしていきます。公立保育園の正規職員が、どんどん少なくなっていくという事に

はならないという風にご理解していただければと思います。

（委員）

やはり、より良い保育を担保する為には、先ほどご意見にもあったように人材だと思います。保育士の人材を、いかに確保するのかということが非常に重要だと思います。もちろん研修も大事ですが、今、民間は正規職員と臨時職員との比率がどれ位でやっているのでしょうか。何割が良いのかわかりませんとの事務局の話がありましたけれど、一定の基準があるのだと思います。佐倉市は、職員の数が大変厳しく採用を抑えておりますので、どこの部署も厳しい中で職員を確保出来ないという状況があると思いますし、ご苦勞がおありだと思いますが、私が申し上げているのは、佐倉市が立派なガイドラインを作成するにあたって、理念・理想が書かれておりますが、これが絵に描いた餅にならない為の内容をきちんと書き込まなければ、理念・理想はただ書いただけになってしまいます。そのために数字は必要ではないかと思います。

（委員長）

より良い質を担保してくださいとのご意見でよろしいですか。

（委員）

民営化をするのが非常に遅くて、今頃は民営化の反省をしている位であることを論ずべきで、これから人口は減っていき財政がひっ迫するので考え方を変えて、地域で住民相互扶助型の地域を作っていくという観点で考えていくべきだと思います。三者懇談会に入るかどうか分かりませんが、民間の委員や市民の教育に関わりのあるそういう人が、三者懇談会や全体を見る中に入れていくべきではないかと思っています。地域で子どもを育てる。どうしても福祉的な意味合いがありますが、教育という問題で考えていくべきだと思います。

（委員）

以前にいただいた「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針」の9ページでは、保育の質の向上ということで職員の質の向上、第三者評価や利用者の意見を取り入れた運営ということが明記されております。しかし、ガイドラインを見た時には、第三者懇談という言葉が入っておりますが、どういう風に評価する委員が選ばれたりとか年に何回とか具体的になっていないので、ガイドラインが方向性通りにいっているのかを評価するというのが、明記されていると良いかなと思います。

(委員長)

第三者評価については法律で決まっています。民営化すると必ずつけなければいけないとか、監査でやっているかどうか見られますので、その辺については大丈夫ではないかと思います。

(委員)

その選定方法とかは。

(委員長)

それは園によってです。

(委員)

それは園に任されているのですか。

(委員長)

そうです。子育て支援の研修会が、この21日にも千葉県の保育協議会なのですが、千葉県下の子育て支援の担当者を集めて研修会をします。研修会では、質の向上については、かなり意見もありますし意見交換もありますので大丈夫かと思います。

その他に、ご意見がありましたらお願いします。意見交換会ということで、皆さんのご意見をたくさんいただきたいと思います。

(委員)

特別の配慮を必要とする子どもへの支援ということで、障害児ですとかアレルギーを持つ児童のことがあります。障害児の場合は、障害が多岐にわたり、いろいろな子どものケースがあります。例えば、手帳の交付がないと民間の場合は、補助金がもらえないなどそういった場合があると、集団生活の中で定数の保育士だけではとても無理だという状況の中で、手帳がないと配属するだけのお金が無かったり、人件費の確保が難しいということが実際にあります。その点を、もう少し柔軟にきめ細かな対応をしていただけると、民間でも障害時を受け入れやすくなると思います。そういう点が整備されていないということにおいては、公立では出来ていても民間では障害児を受け入れることが難しいということが現実にあります。十分な職員配置が出来ていないという悩みを抱えていることは確かであります。民営化した際には、例えば市のケースワーカーが園に来て、手帳は無いけれど保育士定数の中では無理と判断した場合には、対応してもらえるなどしてもらえれば、民間の保育園でも障害児や手帳を持っていない子どもなどを受け入れることが出来て、門戸が開かれていくと思います。

そして最近、アレルギー児も多くなってきました。できればパートでも良いので、午前中の給食の準備の際に職員を1人増やして、アレルギー食の管理を万全にしたいという思いがあります。これは保育園独自でパートを雇用して、子どもの命にかかわることなので重点的に現在やっております。アレルギーの子どもの受け入れを拒否することは保育園としてできないので、その辺の体制は民間独自でやっておりますが、市に協力をしていただかないとやっていけないだろうと思います。

（委員長）

他にございますか。無いようですので、続いて学童保育の方に移らせていただきます。それではまた順番に、ご意見などありましたらお願いします。

（委員）

学童保育につきましては、小学校に通っている児童が放課後にお世話になっているということで、学校もハード面やソフト面でもご協力をしていかなければと思っております。また、特に危機管理という点でも過日の大震災がありましたので、連携を図らなければいけないと各学校の校長先生とも認識を改めております。

資料を読むと受け入れの拡大ということで、全学年から子どもたちの受け入れに向けた整備とあり、必要としているニーズの家庭にとっては、大変ありがたいことだと思います。それを指導していくかたの人材育成が、学校の世界でも同じですが、ただ人が居れば良いという訳ではないと思いますので、人材育成ということがその後の仕事として出てくるのかなと思います。学童保育ということで、学校としても同じ子どもを教育していくという視点で、あらゆる面で協力をしてやっていかなければいけないと思っております。

（委員）

志津児童センターの運営委員をやっていたことがありまして、内容的に地域の子どもの拠り所として運営されていて、共感するところがたくさんありました。職員の皆さんも、来ているお子さんの一人ひとりのことを本当によく把握されていて、とても良いと感じております。これから指定管理者になっていくような時に、このようにきめ細かな配慮をしていくようなシステムで、やっていただければと思います。

（委員）

学童保育を始めて十数年になります。やはり、子どもの遊びの環境が、非常に大事だと日頃から感じております。幸いすぐ側に、学童保育所の目の前に学校があり、そういう点では良質な環境があります。いざという時に、学校の校庭に行って遊ぶことが出来ます。部屋の環境もすごく大事であると思います。学校での学童が、空き教室を使っていたり建物が別に用意されているところがあったり、児童センターや老幼の館の建物を使って学童保育を行っていたり、様々な状況の環境があると思います。そういった点で、子どもにとっての生活の環境というものが、放課後の生活する場所としての環境だということをよく考慮して、整えていく必要があるのかどうかということを思わされたところです。

（委員）

環境について、特に安全対策について重視していただきたいと思います。子どもたちも、その日その日によって違うと思いますし、インストラクターの人数を急には増やせないとは思いますが、子どもたちが安全に過ごせるように、目を配っていただけたらと思います。

（委員）

子どもたちが、落ち着いて学童保育所において過ごせるようなスペースは重要だと思います。スペースについては、市が責任を持つということになっていると思いますので、この点については、市が責任を持つということで変わりはないと思いますが、保育園の方にはきちんとした理想や理念がしっかり書かれています。学童保育の方には理念が書かれていません。簡単に児童福祉法が引用されていて、思いが書かれていないように思います。県のガイドラインは、大変素晴らしく出来ていると思います。そこには、子どもの人権を尊重するという立場からということが、子どもの人権ということがきちんと明記されております。

また、「その量的拡大が必要であるからと言って、質的向上を抜きに考えることは出来ません。」という質の問題が、スペースや環境整備が、きちんと冒頭に書かれています。ここはきちんと押さえて書いていただきたいところです。

もうひとつは、佐倉市も急激に学童保育所が増えた為に、一番大変なことが雇用だと思いますが、大変困難な事務手続きや入所手続きもそうですが、これを指定管理者がやっていけるのだろうかということがあります。市が大変な内容が、安易なコスト削減はしませんと書かれていますが、予算の枠も限られている中で、指定管理者に課せられ

ることも結構過酷になるのではないかと思います。そういった中で、質的な担保が問題になるのだらうと思います。今の公立の学童保育所の一番の問題点と言える、学童保育所に責任者がおらず遠く離れている保育園の園長が責任者ということで、いざという時に責任者がそこにはいない状況を改善するということで、常勤の職員を置きますと書かれておりますが、10ページを見ますと配置が努力義務のように書かれているのですが、これは絶対条件になるのか確認したいと思います。

そして職員の対応は、直接子どもに反映されるところなので、より良い学童保育にする為に、職員の対応を指定管理者任せで良いのかという心配があります。現行水準より、下がることのないように出来るのかということがあります。指定管理者制度はいろいろな所に拡大していて、先ほど草ぶえの丘が指定管理になって良くなっているというお話がありましたが、施設を活性化させるということは、学童保育においてはということなのでしょうか。学童保育は子どもの保育ですから、他の所とは内容が違うと思います。やはり子どもを育てる場所として、子どもの最善の利益というのが最初にあると思いますが、そういうところがしっかりと明記されるべき必要があるのではないかと思います。

学童の経営者がバラバラになりますので、他の学童との協議ということが15ページに書かれていますが、たいへん望ましいことだと思います。そして保護者会ですが、これを保護者任せではなく、今後どうしても必要なことだと思いますので、親育ての場としても保護者と学童とで子どものことがきちんと協議が出来る場を、しっかりと設置していく必要があると思います。

(委員)

学童保育所に児童が登所する時に、学校内に設置されていれば良いですが、志津地区の井野小学校は、小学校内に行く児童がいて、コミセンに行く児童がいて、25分歩いて別の民間の学童に行く児童がおります。ガイドラインの中で、地域との連携、学校との連携を図るとあるのですが、学校で行われているスクールガードの会議に学童の関係者が出てくることがないので、出来たらスクールガードの会議が学校で行われておりますので、学童の指導員、学校、地域のアイアイパトロール、スクールガードボランティアとで、どのように学童保育に通う児童の安全を守るかということと一緒に考えていただければと思います。実際に昨年、日没が早くなる10月に学童保育に通う児童が交通事故に遭っております。地域の方はお手伝いするという方が手を挙げておりますので、そこを繋ぐのが行政の役目だと思ってお

ります。13ページに、さらにと1行で「出来るだけ集団で登所できるように学校と連携を図ること」では、安全は守れないかなと思いますのでよろしくをお願いしたいと思います。

（委員）

学童保育に関しては、もう少し学校との協議が進めば良いなと思っております。保育の関係者だけでなく学校の関係者である先生ですとか、もう少し幅広く話し合いの場に入っただけなら良かったと思います。今でも大変な学童ですが、それが6年生までに拡大するということが書いてありますが、6年生までだと動きも活発で大変でしょうし、その辺の事も考えていただきたいと思います。

（委員）

スクールガードのお話があったので、少しお話をさせていただければと思います。下志津小学校にスクールガードがありまして、本当に皆さん学校から家の玄関まで、本当に遠い所まで一緒に付いていられるのが下志津小学校のスクールガードさんです。その話を聞いて本当にびっくりいたしました。学校との連携があまりなされていないということで、学校の都合で授業の時間が変更されたことが、一切知らせていただけないと聞いたこともあります。スクールガードの方の自主的な判断で雨の日も風の日も、子どもを守ってくださっていますのでお話ししたいと思いました。

児童センターの話の中で、遊びのための環境が必要だということや子どもの個人差を配慮するということ、気軽に利用できる環境整備に配慮すること、親子が自然に利用出来る場があるということが書かれております。そして、児童虐待の早期発見に関することですが、これは民生児童委員の中でも理事会で話が出ました。気づかないこともあるので、どうやって掘り起こすのかが難しいです。こういったケースが児童センター等で分かった時には、民生児童委員や学校との連携がとても必要だと思いました。

（委員）

保護者のところについてですが、12ページの10の保護者への支援・連携というところで、「児童一人ひとりが、健やかに成長できるように保護者と連携を図る」とあります。保護者会がある学童については、保護者会の活動への支援を行いとあるのですが、今、実際に保護者会がある学童保育所の方が少ないですので、本当に3か所や4か所だけの話になってしまうので、県の学童保育のガイドラインを見ると、保護者会の設置ということが明記されています。「子どもを

預かるだけ預けるだけの託児的機能を果たす場所ではなく、放課後の子どもの生活をより豊かにする為に、保護者と運営責任者及び指導員と共に子育てを行う場所であると同時に、子育てを通して大人も共に育ち合う関係を作りあげることが出来る場所でもあります。」ということにとっても共感をしています。保護者会が無い学童保育所は、きちんと設置して一緒に子育てを行う場所だというように、せっかくの機会ですのでそのようにして欲しいなと思いました。いろいろな事をしても、サービスを提供する人とそれをお客さんとして受ける人がいるという様な関係を作ると、クレームが多くなるという話を聞いたこともあります。保護者が大変だとかそういうことではなく、一緒に育っていくのだということですごく大事です。これから、事業者として第三者も入って来るので、何かあった時に市と事業者と保護者とで、保護者会という組織の中できちんと改善していくという様にしないと自分の経験上ですが、おやつのことやインストラクターさんに学校まで迎えに来てもらいたいというような話があっても、個人的な意見で終わってしまって、所長さんとお話しをしても、何の改善もなく何も変わらないのだということを学んで終わってしまったので、組織をこの機会に作ってもらいたいと思いますし、事業者がバラバラになる上では必要な事ではないかと思います。

学校の連携という話がありましたが、学校と事業者とを繋ぐというところが、これからまたハードルになっていくのではないかと思います。今でさえ、学校との連携が出来ていないのではないかと感じておりますので、ここに事業者が入ると、どのように連携して行くのかなという具体的な部分が見えて来ないと思います。

事故が起こった場合や年間の行事計画は、指定管理というところで何か決まりがあるのかも知れませんが、何か事故が起こった時に市にもきちんと報告が行くのかどうか。事業者がバラバラなので、対応もバラバラということでは困るので、苦情や要望への対応や苦情の処理の仕方がその事業者だけで終わるのではなく、きちんと市へも報告が行くのかどうかがよく分かりませんでした。県のガイドラインでは、「苦情・要望に関しては、個人情報に配慮しつつ保護者全員に周知するように透明性を確保することとします」とあります。県のガイドラインを参照にされたということなので、ご存じだとは思いますが、もう少しこの部分が保護者に分かるようにして欲しいと思います。

(委員)

保護者会の話が出たので昨年、保護者会の役員だった立場として辛いところではあるのですが、保護者のかたのニーズは多様化している

ので、なかなか保護者会を作ると言った時に非常に難しいところがあるのかなと思います。あえてこの場なので、言いたくないことを言うと、公立の学童保育所にはあまり期待をしていないです。とりあえず預かってもらえればという部分が大きくて、親が積極的に学童に関わってという気持ちになれないということが、全てではありませんが一面であると思います。指定管理にすると良くなるのかなとの期待も、親の方にはない訳ではないと思います。

まず施設面のところで、すぐには改善できないと思いますが、環境や子どもの生活の場という部分で言うと3年生までか6年生までかという話もありますが、子どもが過ごす場としては恵まれている所はあまりないと思います。指定管理になってもすぐには変わらないとは思いますが、そういう意味では行動計画を作っていただいて、いつまでにここまでというところがないと心配だなと思います。施設の問題もあるし、備品や本やおもちゃ等、どういう物がふさわしいかということもありますが、期待できない部分が現状ではあります。

保育の水準を高めるという部分では、インストラクターの質が大切だと思います。保育士さんや園長先生のスキルと重なるとは思いますが、学童の場合はボランティア精神でやっていただいているかたが多いのかなと感じております。雇用の確保については、市では努力義務でしかないとは思いますが、移行後もそうですが万が一採用されなかった時には、本人が希望すれば理由が開示されると良いのではないかと考えています。

インストラクターさんが、土曜日や夏休みなど長い時間子どもと常に一緒に、休む場がないと良い保育には繋がらないと思うので、難しいとは思いますが、例えば学校に併設されている場合は、夏休み中であれば教室が空いていると思うので、学校が休みの時だけでも休む場所を確保してあげるなど柔軟な対応をお願いしたいと思います。少しでも質の高い保育を確保していただけたらと強く思います。

この場で言っても仕方がないとは思いますが、保育園は1園から施行してでやりますが、児童センター・学童は一度に移行するので心配な点です。1か所を試行するというやり方が、出来ないのかなと思います。例えば、5年でということなので、1年で1か所ずつ増やしていくと5年で5か所になるので、運営の状況を見ながらや様子を見ながら進めていっても良いのではないかなと思いました。

（委員）

先ほどと同じになりますが、障害のあるお子さんの対応について、今年から放課後等デイサービスという小学校から高校生に値する障害のあるお子さんについて、児童福祉法の方に移行になったことで軽

度の障害のあるお子さんが、学童に行く率が高くなってしまっているのではないかという話があって、そうすると対応の難しいお子さんが、学童を利用する率が高くなるのではないかと考えています。必要に応じて指導員を加配すると書いてありますが、指導員を加配するだけでは難しいのではないかと思いますので、インストラクターのかたのそういう理解が進むような研修や指導をしてもらえると、一人だけ理解していても難しいお子さんがたくさんいらっしゃるのでは、そういったことも必要になるかと思っています。

ヤングプラザがどこに入るのか分からないのですが、中高生が活動できるように配慮すると書かれていますが、児童センターは17時に終わってしまいます。ヤングプラザは19時までだと思ったのですが、近隣の市町村でパレットという中高生のたまり場みたいなことをやっております。学校でなかなか友達と上手くいかないとか学校に行きづらいという子どもが、そういう場を利用していたりします。ヤングプラザの状況を見ますと、小学生の利用が多いような気がして、最初は小学生向けに出来た訳ではなかった気がするのですが、もう少し中高生に配慮を、必ずしも部活をやっていて帰りが遅いとは限らないし、行き場がないという子どもが居ると思うので、中高生にも配慮した運営をしていただけたらと思います。毎日毎日19時まで開けてくださいというつもりは全くないのですが、そういった子どもが児童センターを利用した時には、隅の方で卓球をしていたりします。週に一日でも良いから、時間を延長してもらえるような配慮をしていただけたらと思います。

（委員）

違った観点で言うと学童保育所は、学校と地域との連携が大事だろうと思います。派遣社員が認められた時に、国民の中間層というのがいなくなり、二極化となり貧困層が増えていきます。千代田区にある、あしなが育英会での平均で、高校生の奨励金で母子家庭世帯の平均年収が110万未満であるそうです。問題となるのが、貧困が貧困を生むということです。お金があれば塾に通ったり家庭教師をつけたりと出来ますが、つけられない子は学童保育の方に多いように思いますので、学校とも連携して放課後の学童で学習の復習とか、学業の落ちこぼれがニートから最後には生活保護になって社会コストが上がることになるので、そういったことを解消することをそろそろ考えなくてはいいかなと思います。それから人間性・社会性の育成は、外遊びを中心にすれば良いのですが、学童保育の方でカバーしていくのがこれからの時代だと思うので、何か考えていただければと思います。

(委員)

1年ちょっと児童センターと学童保育で子どもたちと関わりまして、たくさん皆さんに伝えたいことがあるのですが、まず物理的には施設を良くするとか備品を良くするのは、非常に難しいなと感じております。職員に関しては、子どもがとても好きで熱意でがんばっていただいていると思っています。休憩室が無かろうが、ロッカーを3人で共有していようと、子ども達が帰って来た15時から17時までの間、休憩なんかしている場合ではないという感じで、ずっと子どもと向き合っております。安全面が重要視されていますが、私たちは指導員が子どもに向き合っている時間を長く持てるように、書類やマネジメントに費やす時間を私たち職員が頑張らなくてはいけないと思っております。常勤職員を配置して、指導員が子どもに集中して向き合えるように指導員をバックアップするということで、常勤職員の配置を位置づけて、その方が徹底的に頑張って、その姿が指導員の行動や子どもにも良い学童につながるように、今回の指定管理が良い方向で進んでいければと思います。本当に指導員のかたは、夏休みは朝の7時から13時まで、後半はお昼の引き継ぎがあって12時から19時までシフトを組みながら頑張っております。まとめませんが、この1年を見てきてこんなことを感じております。

(委員長)

ありがとうございました。最後にまとめていただいたようですが、環境の大事さという点では、物的・人的環境ということと、保育園も学童も同じだなと思うのは、子どもと向き合う時間をたくさん取ることによって、怪我が少ないということは同じだなと思いました。

質問がいくつかありましたので、事務局の方でお願いしたいと思います。県のガイドラインに沿って人権尊重というような言葉を、入れられないかどうかということをお願いします。

(事務局)

いろいろとご意見をありがとうございました。

学童の方で理念的な部分がもう少しというご意見については、貴重なご意見として参考にさせていただいて、直せる部分については直して、その後またご意見を伺えればと思います。

常勤職員が努力義務のような表現になっているということでしたが、紛らわしいところがあったかも知れませんが、これは努力義務ではございません。必ず常勤職員を配置すると考えておりますので、表記については考えて、直す部分は直していきたいと思っております。

（委員長）

今雇用している人を再雇用してということが、可能かどうかということがありました。

（事務局）

臨時職員の指導員については、引き継いだ指定管理者の法人の方で出来るだけ雇用していただくように、こちらから配慮をお願いしていくという方針であります。最終的には、それを保障するということに関しては法的な面で難しいと思いますので、そのように考えております。

（委員長）

保護者会についても必要だというご意見と、実際にやっていらっしゃる方からすると難しいとのお話がありましたが、ご意見として伺うということによろしいですか。

（事務局）

実際に児童センター・学童保育の基準を作る時に、保護者のかた4名に参加していただきました。毎週土曜日など、お時間を作っていただいて積極的に参加していただきました。そういう中で、実際に保護者会はどうかということを伺ったのですが、やはり委員決めが大変であったり、それ自体が負担になっているというご意見や無くても大丈夫かなと考えているというかたがいらっしゃいました。実際に私どもの方にも、保護者会決めということで大変苦労しているということをお電話などでお話を伺ったことがある中で、ここでは義務付けということにはしておりません。委員からお話があったように、皆さん一生懸命に大変な思いをして働いている中で、保護者会ということを経営付けるとすることは、難しいことだと判断いたしました。そういったご意見があったことをこの場で、ご紹介させていただければと思います。

（委員）

他の市町村で、指定管理者になった時に事業者があまり良くなかったのので、市と保護者会とで話し合っただけで事業者を変えてもらったということを知っています。今までは大変だということで済まされていたのかも知れませんが、事業者が入った時にきちんと組織として話し合った方がよいと思います。保護者の価値観もいろいろなので、それぞれの考え方もあるし、自分の子どもを学童に預けた時に、おやつはどうだろうということを4～5人で話し合っただけで意見を所長さん

に話した時に、結局は何も変わらずに終わってしまいました。他にも細々したことを話し合う場所が、保護者会が無いと全然ありません。今回、指定管理者という事業者が入るので、市と三者で話し合う場が必要だと思うので、数人の心ある人が集まって終わるのではなく、保護者会としての意見でないと市も吸い上げ難いのではないかなと思っています。ぜひこの機会に、それを面倒だと考える人がいるのなら仕方ないですが、希望する人もいるかも知れないので、選択肢は与えて欲しいと思います。

（委員長）

ご意見としてということでもいいですか。

（委員）

県のガイドラインでは明記されています。

（事務局）

このガイドラインの骨子案については、ワーキングでいろいろ意見を言いながら揉んできましたが、本日のご意見についても、まだワーキングは完全に終了した訳ではないので、議論したうえで最終的に最終案という中で、どのように表現をするか今後検討してまいりたいと考えております。

（委員）

学校との連携ということで、校長先生がいらっしゃるので伺ってもよろしいでしょうか。地元の小学校の学童保育所に行きましたら、セコムが設置されていました。工事現場に置いてある黄色いコーンが置いてありまして、そこを超えるとセコムが鳴るようになっていたのですが、他の学校はどうなのかということと、その学童はトイレに行く時は、普通教室を超えて行かなくてはいけないので問題があるようなのですが、他の学校の状況を伺いたいと思います。

（委員）

おそらくメカニック的な問題もあるのかと思いますが、教育委員会と連絡を取りながら、技術的なことで解決できるのではないかと思います。センサーの位置を変えるなど、学校の方も戸締りの関係があるので、どこで線を引くか難しいところがあるかと思います。おそらく技術的な理由でそういう風になっているのだと思います。もし不便であれば、センサーの向きを変えとか、他の機械に取り換えるなどで解決出来る可能性が大いにあると思います。

（委員）

正規職員の比率について、ここに民間保育園の園長先生が二人いらっしゃるの、実際の正規職員の比率がどれ位いらっしゃるのか伺えればと思います。

（委員）

私の保育園では、正規職員が7割で臨時職員が3割です。

（委員長）

うちの園も8割は正規職員です。お母さん先生を非常勤として雇用しています。

（委員）

ありがとうございました。民間は7割、8割が正規職員だということで、公立でも他の市町村に何うと5割が限度だと聞いています。佐倉市は、なぜ5割を切っているのかというところの改善が、出来るということが今回の民営化でそれが担保できるのではあれば、ぜひ担保していただきたいと思います。ぜひ、そこは入れていただきたいと思います。

（委員長）

要望でよろしいですか。大変長くなりましたけれど、以上でよろしいでしょうか。どうしても言いたいというかたは、いらっしゃいますか。

（委員）

学童とかの現実的な問題は、取組が非常に遅いですが、貧困が非常に始まっているので、子どもが次の時代でちゃんとした仕事に就けるかが非常に大事で、そういう大きな問題を討議する必要があるって、個々の現象だけでやって繋げて何にもならないので、そういう場をぜひ設けていただきたいと思いますというのが、お願いしたのですが。

（事務局）

そういった大局的な議論というのは、やはりどこかで必要だと思っていますので、もちろんこの場でも良いのですが、今後佐倉市が子育て支援をどうして行くか、子どもたちのことをどう考えて行くのかという議論は、今日も皆さんからご意見をたくさんいただいて耳の痛い話ばかりですが、これは議論とし一番大事なところだと思っていますので、やはり大きな議論をしていきたいと思っています。

(委員)

今回は学童ということで、放課後子ども教室のことがこの子育て支援推進委員会では、なかなか議論がされていないので、この機会に言わせていただきますが、放課後子ども教室が山王小学校で試験的に行ったのですが、それがよく回らなかったということを聞いております。白銀小学校では、コミュニティスクールといった地域のかたが入り込んでということをやっておりますし、小学校によってニーズが違うのではないかと思います。1回ダメだったからそれ以上なかなか進まないということもあるかと思いますが、学校ごとにアンケート等を行って、ニーズ調査を行っていただきたいと思います。今後、この子育て支援推進委員会でも、すべての子どものことに対してのことを話し合う機会があれば良いなと思います。

(委員)

保護者会の話が出ておりましたが、民営化すると三者懇談会が作られるのですが、そこに市が入るかどうかなということは別の問題があるかと思いますが、良い形で残していただいて、結果的に保護者会を作れるような形になれば良いなと思います。

常勤の指導員は各施設にと書いてありますが、各学童保育所ごとに1人置くのでしょうか。それとも、各児童センター単位で1人置くのかよく分かりませんが、一般的に民間の立場で考えると8時間雇用の常勤職員を1人置くというのは、かなり民間の事業者としては辛いのではないかなと思います。そこが本当にできるのかというところだけです。

(委員長)

意見としてでよろしいでしょうか。

何か事務局の方からありますか。

(事務局)

すべての学童にです。そのように財源を確保してということです。

(委員長)

子どもを育てるという時には、私共も保育園を運営していて、やはり地域の人や保護者と一緒になってというのが非常に望みであり、また地域が広がっていくことを望んでいます。今の若いお母さんたちの中には、そういった考えが足りないなと感じています。皆さまの力で、地域で子どもを育てようという声を、たくさん挙げていただけるとすごくうれしいかなと思います。

【その他】

（委員長）

今日はもう時間が過ぎてしまって申し訳ありません。長時間にわたりありがとうございました。その他ということで、事務局の方で何かありますか。

（事務局）

病後児保育事業について報告させていただきます。病後児保育の内容ですが、まず病気の回復期にあるお子さまが、保護者の就労等の都合で保育園やご家庭で保育が出来ない場合などに、専用の施設で一時的にお預かりするものです。対象者は生後6か月から小学校就学前のお子さまで、市内在住または市内の保育園等に在籍しているお子さまが対象となります。実施場所ですが、まずこの11月に開園いたしましたユーカーリ地区にある、みやのもりハローキッズに併設する形で、12月から事業を開始できることとなりました。また、東邦大学佐倉病院の事業所内保育室に併設する形で来年1月より開始の予定です。今月当初に、保育園や幼稚園にご協力をいただいて保護者の皆さまに資料を配布いたしました。現在、申請を受け付けておりますが、本日現在で86名からの申請をいただいております。

（委員長）

とてもうれしいニュースだと思います。市政だよりも出ておりましたが、完全に病気が治らないけれど仕事も休めないという人にとっては、非常に良い制度だと思います。

それでは、本日の議題は以上をもちまして終了いたします。ありがとうございました。

閉会

以上